

敷地1丁目町内会役員輪番制(平成22年～38年まで) 案

(平成30年度版)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
町内会長	小泉	小泉	岩崎	岩崎	岩崎	岩崎	岩崎	塩澤	木下	木下							
副会長	8	9	1	2	3	4	6	6	9	9	A	A	B	B	C	C	A
副会長	9	1	2	須永	須永	須永	須永	8	11	11	A	A	B	B	C	C	A
会計	戸塚	戸塚	日吉	日吉	塩澤	塩澤	塩澤	塩澤	澤入	澤入	A	A	B	B	C	C	A
※ 25年度～28年度までの副会長1名は町内会長指名とする。																	
※ 22年度～28年度までの会計は町内会長指名とする 29年度は会長兼務とする																	
体育会長	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2
副会長	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3
副会長	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4
会計	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5
交通会長	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7
副会長	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8
会計	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9
婦人会長	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5
副会長	/	/	/	/	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6
副会長	/	/	/	/	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7
会計	/	/	/	/	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8

※ 町内会副会長1名と会計については、会長が指名することもできるとする(会則20条の④より)

※ 基本、子ども会会長・副会長・会計は子ども会にて決定する

※ その他役員については町内会三役、顧問等で人選する。

その他役員とは

- ① 地域安全推進委員…男女1づつ選出
- ② 廃棄物減量推進委員…男女問わず1名選出
- ③ 防災連絡員…男女問わず1名選出
- ④ 民生委員…男女問わず1名選出

※ Aグループは1組、3組、6組、7組

※ Bグループは、2組、4組、5組

※ Cグループは、8組、9組、10組、11組